

在宅でのサービスなど



医療

医師・歯科医師・薬剤師の役割（居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師などが下記のような、療養上の管理や指導などを行います。

◆医師

ご自宅を定期的に訪問し、診療、治療、薬の処方、療養上の相談、指導等をさせていただきます。

◆訪問看護

看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士がご自宅を訪問して医療に関連したお世話、または診療の補助を行います。

◆歯科医師

ご自宅に訪問し、むし歯だけではなく、入れ歯のトラブル、寝たきりで口の中が心配、食事をうまく飲み込めないなどの相談にも対応します。

◆薬剤師

お薬をご自宅までお届けし、お薬の飲み忘れや間違いがなく、安全に使えるよう定期的に確認に伺います。



介護

◆訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介助や、炊事、掃除などの家事援助を行います。

◆通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などに通い、医師の指示で理学療法士や作業療法士がリハビリテーションを行います。

◆訪問リハビリテーション

医師の指示で、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。また、上手な介護の仕方や福祉用具の使用法の指導も行います。

◆通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、入浴、食事の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

◆施設での短期入所サービス(ショートステイ)

一時的に家族の方が介護できない場合などに、特別養護老人ホームや老人保健施設等でお泊りして介護サービスが受けられます。

◆訪問入浴介護

入浴設備を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護を行います。



生活支援



◆福祉用具の貸与

福祉用具の貸与ができます。

車いす、特殊寝台(ベッド)、床ずれ予防用具、手すり(工事をとみなわないもの)、スロープ(工事をとみなわないもの)、歩行器、認知症老人徘徊感知機器など。

◆福祉用具購入費の支給

個人で購入して頂く福祉用具の費用が一部補助されます。

ポータブルトイレ、シャワーイスなど。

◆住宅改修費の支給

手すりの取り付け、段差解消のためのスロープ設置、床材変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便器への便器の取り替えなどの住宅の改修が対象となります。

地域密着型

◆小規模多機能型居宅介護

通い(デイサービス)に、泊まり(ショートステイ)や訪問(ホームヘルパー)を組合せ、同じスタッフが日常生活上のお世話や機能訓練を行います。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や緊急時の通報があれば24時間対応でご自宅に訪問できるサービスです。
入浴、排泄、食事などの介護が受けられます。

◆地域密着型通所介護(デイサービス)

定員が18人以下の小規模な通所介護施設に通い、入浴、食事の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

◆認知症対応型通所介護

認知症の方に対しきめ細かい専門的なお世話がデイサービスセンターで受けられます。

ただし、状態・要介護度により給付や介護サービス利用の対象とならない場合があります。

利用の際は必ず事前に、ケアマネジャーや、地域包括支援センターや、桑名市役所介護高齢課へ相談してください。